

令和5年12月18日

愛知県警察本部 交通部
部長 依田 龍次郎 殿

一般社団法人愛知県トラック協会
会長 寺岡 洋



貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに関する要望書

平素は、トラック運送業界に対し格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

私どもトラック運送業界は、県民生活と産業活動に欠かせぬ公共的物流サービスを提供する重要な使命を担っており、そのために日夜懸命に努力しております。

しかしながら、昨今の輸送ニーズの多様化において、集荷・配達の迅速性とドアツードアの便益が求められる一方で、貨物の集荷・配達業務および引越業務において、駐車必要性は不可避です。特に、都市部においては、荷捌きスペースの不足や駐車スペースの確保が難しい状況が多く、運転者に不必要なストレスを与え、運転者の労働時間の増加や労働環境の悪化を招く一因となっており、業界の労働力不足が一段と深刻化しています。今回、会員事業者に対しアンケート調査を実施したところ、ドライバーが駐車場所に苦慮している実態が浮き彫りになりました。

このような背景の下、警察庁交通局長から各都道府県警察長宛「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」（令和5年2月9日付）の通達が発出され、貨物の集配等を行う事業者団体等からの要望が実際に提出されている場所から検討することと記載されています。

つきましては、今後、都市内の物流を円滑かつ安定的に運営し、安全な輸送を確保するため、貨物集配中の車両に係る駐車規制を緩和していただきたく、下記のとおり要望いたします。

何卒、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「貨物専用駐車枠」の更なる増設と当該専用枠において一般車両が駐車しないような措置を講じていただきたい。
2. 貨物の集配に相当な時間を要する集合住宅、中高層オフィスビル等の建物の付近や中低層の小規模ビル等が密集する市街地等で貨物集配中の車両の駐車場が十分に整備されていない場所等に駐車スペースを設置していただきたい。
3. 愛知県警察のホームページ等において、貨物集配中の貨物車に配慮した駐車規制実施場所（貨物車駐車可規制区間・トラックベイ）の公表をしていただきたい。

以上